# 第29回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成27年11月5日(木) 16:30~17:30 合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事

自由討議

3 閉会

#### 配布資料

(資料1) 検討会で出された主な意見等

(資料2) 地方税収の偏在の状況

(資料3) 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

(参考資料) 地方法人課税の偏在是正

## 検討会で出された主な意見等

#### 【現状】

- ・ 地方法人課税、特に法人所得課税(法人住民税法人税割及び法 人事業税所得割)は、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も 高い。
- ・ 地方法人課税の中でも、法人事業税と比べ法人住民税法人税割 の方が、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高い税となっ ている。
- ・特に、市町村の法人住民税法人税割は、税収が法人の立地に左右され、所得が大きい法人が立地する市町村への偏在度が高く、また、こういった市町村では年度間の税収変動が大きい。
- ・ 景気の回復に伴う法人所得の拡大により、地方法人課税の偏在 度は高まってきている。

#### 【平成 26 年度税制改正】

- ・ 当検討会の報告書(H25.11)も踏まえ、平成26年度税制改正で 消費税率8%段階の偏在是正措置として、地方消費税の増収に 対応した法人住民税法人税割の交付税原資化が行われた。
- ・その際、平成26年度与党税制改正大綱では、「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされている。

#### 【主な意見】

#### (総論)

- ・ 地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大き く、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切。
- 地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、複雑化。
- ・ 地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に 統合し、交付税等により適切に配分すべき。
- 法人住民税と消費税の税源交換の検討が必要。
- 「人口一人当たり税収額」だけをもって税源偏在を議論することは適切とは言えず、財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるかという視点が不可欠。
- ・税収が拡大すると、国税化により奪われる金額も拡大するため、 頑張る地方自治体ほど報われず、「地方創生」の理念と逆行。
- ・地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、互いの結び つきを強化することで、共存共栄の関係を構築していくことが 必要。

#### (消費税 10%段階の偏在是正措置)

- ・ 地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠。
- 消費税率の引上げは全て社会保障財源に充てるということで国 民の理解を得たものであり、消費税率の引上げに伴う地方消費 税の増収により、交付団体と不交付団体との格差が更に拡大す ることを回避すべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化により地方交付税総額の充 実確保が図られることは財政基盤の脆弱な団体にとって重要な こと。ただし、企業誘致のインセンティブや、不交付団体にお

ける行政サービスへの影響も考慮して検討すべき。

- ・偏在是正により生ずる財源については、確実に地方財政計画に 計上し、実効性のある偏在是正措置とすべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税の引上げに 伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたもの であり、地方一般財源の不足に対する財源確保策とはせず、引 き続き地方財政計画の歳出枠の確保に活用すべき。
- ・ 法人税割の税率をさらに引き下げる場合には、制限税率について配慮が必要。
- ・ 法人住民税は、市町村の行政サービスに対する応益負担である が、地方法人税は、受益と負担の関係に反しているため、速や かに撤廃し、法人住民税へ復元すべき。

#### (地方法人特別税・譲与税制度)

- ・地方法人特別税・譲与税制度は、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべき。
- 暫定的な措置である地方法人特別税は廃止すべき。
- ・ 地方法人特別税は当然に廃止されるべきものであり、また、地 方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとして も、いわゆる税収の偏在度は縮小しており、「他の偏在是正措置」 を検討する状況にない。
- 単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべき。

# 地方税収の偏在の状況①

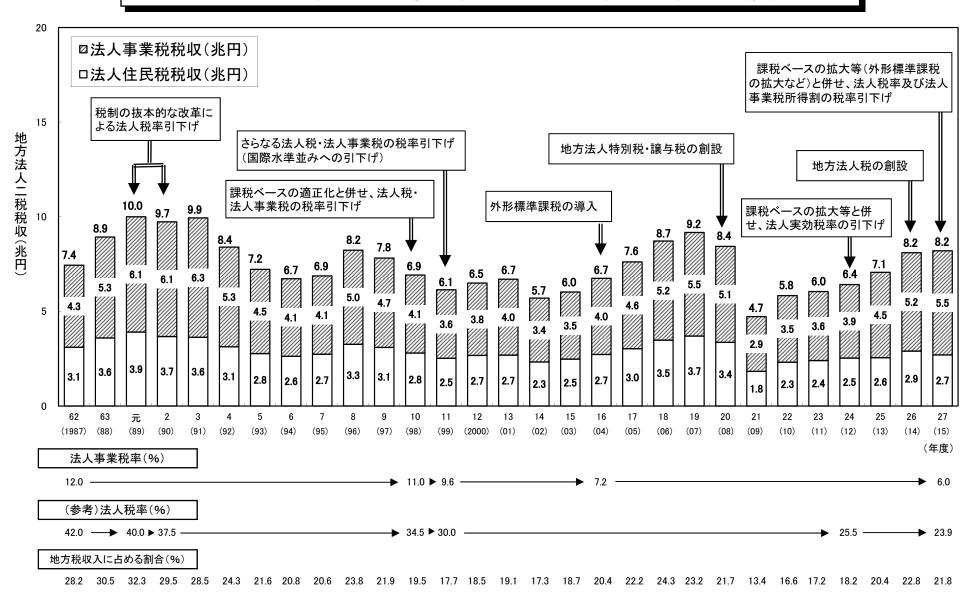
(9月29日検討会提出資料)

#### 法人課税の概要 法人税 税率 ※ 税収の33.1%は地方交付税の原資 所得 × 23.9% (国) 11. 0兆円 地方法人税 ※ 税収の全額が地方交付税の原資 × 4.4% 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの (国) 0.5兆円 1. 6兆円 市 9.7% X 法人税割 法人住民税 0. 6兆円 (県・市) 3, 2% 県 X 2. 7兆円 均等割 0. 5兆円 【資本金1億円超の普通法人】 所得割 4.8% 2. 4兆円 X 所得 (27 6, 0%) 付加価値額 付加価値割 × 0.96% 0. 6兆円 (収益配分額+単年度損益) 外形標準 (270, 72%)課税 法人事業税 資本割 資本金等の額 0.4% 0. 2兆円 (県) (27) 0.3%5. 5兆円 【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 (2.1兆円) 所得 所得割 X 9.6% 1. 9兆円 ※()内は地方法人特別税 (内数) 【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 収入割 1.3% 0. 4兆円 X 収入金額

<sup>※</sup> 税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。

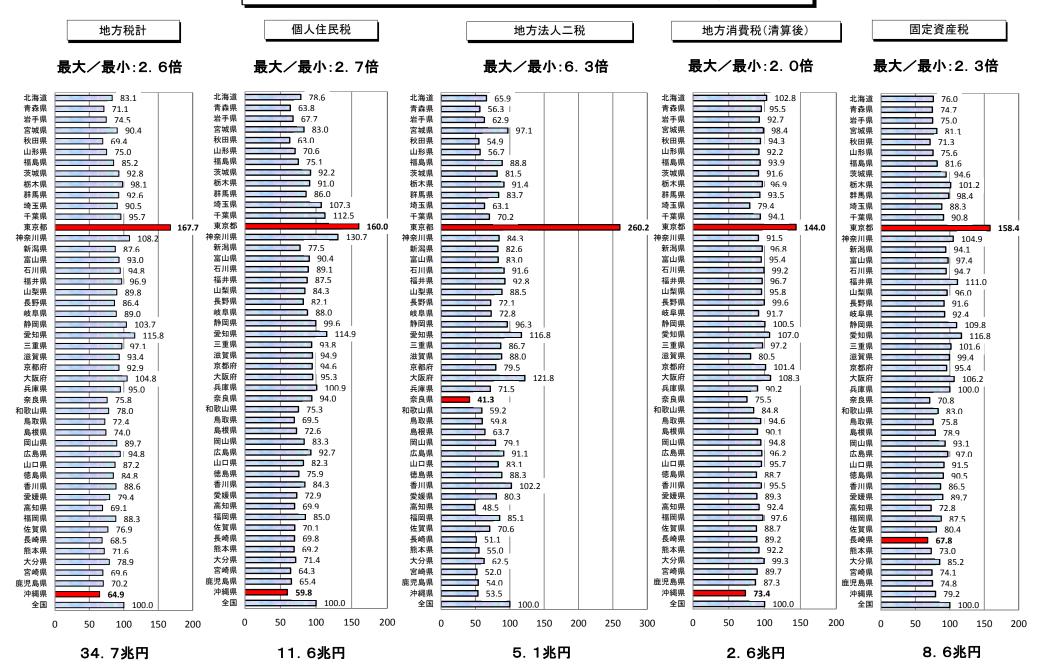
<sup>※</sup> 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

## 地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移

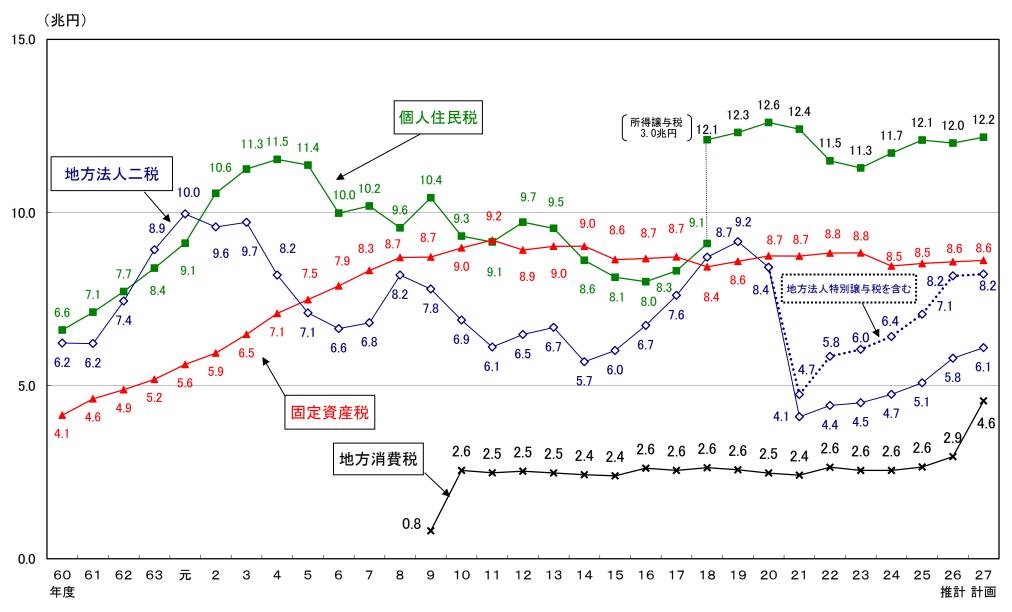


- (注) 1 25年度までは決算額、 26年度は決算見込額であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。
  - 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
  - 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
  - 4 27年度の法人住民税収には地方法人税(0.5兆円)は含んでいない。

### 人口一人当たりの税収額の指数(平成25年度決算額)

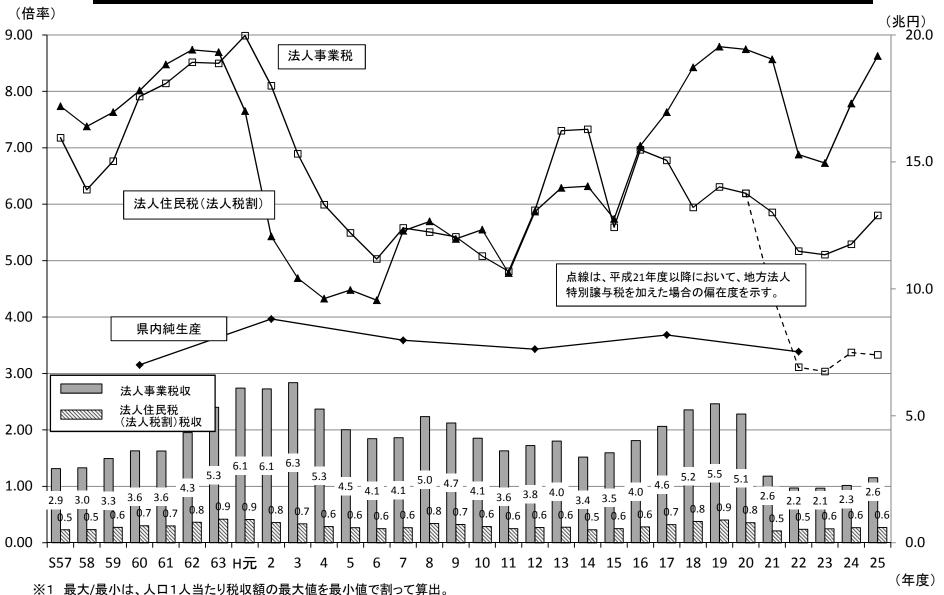


## 主要税目(地方税)の税収の推移



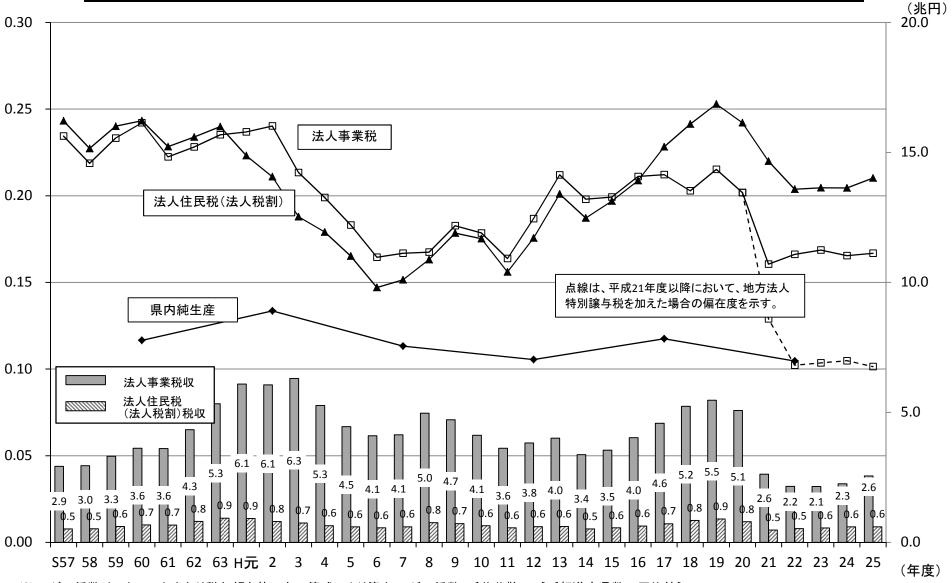
- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
  - 2 平成25年度までは決算額、26年度は推計額(H27.1時点)、27年度は地方財政計画額である。
  - 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。 (② 0.6兆円、② 1.4兆円、③ 1.5兆円、④ 1.7兆円、⑤ 2.0兆円、⑥ 2.4兆円、⑦ 2.1兆円)

## 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移<都道府県分>



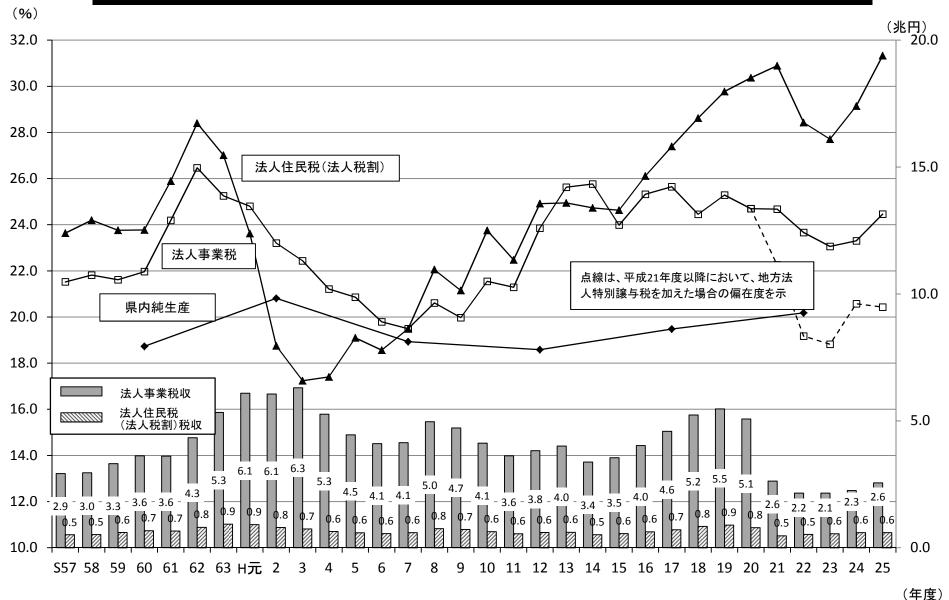
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。
- ※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

## 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移く都道府県分>



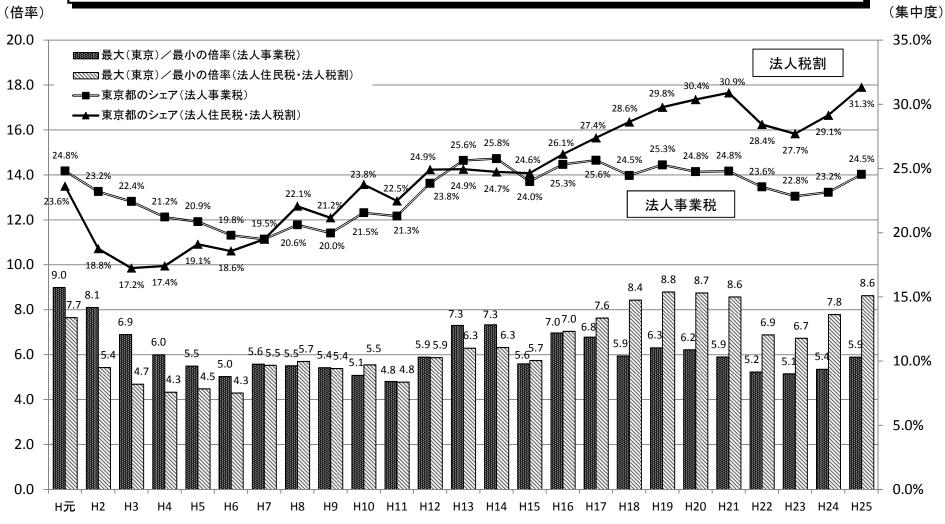
- ※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 ジニ係数=[共分散×2]/[都道府県数×平均値]
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。
- ※4 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

## 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移<都道府県分>



- ※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。

## 地方法人二税(都道府県分) の偏在度の推移



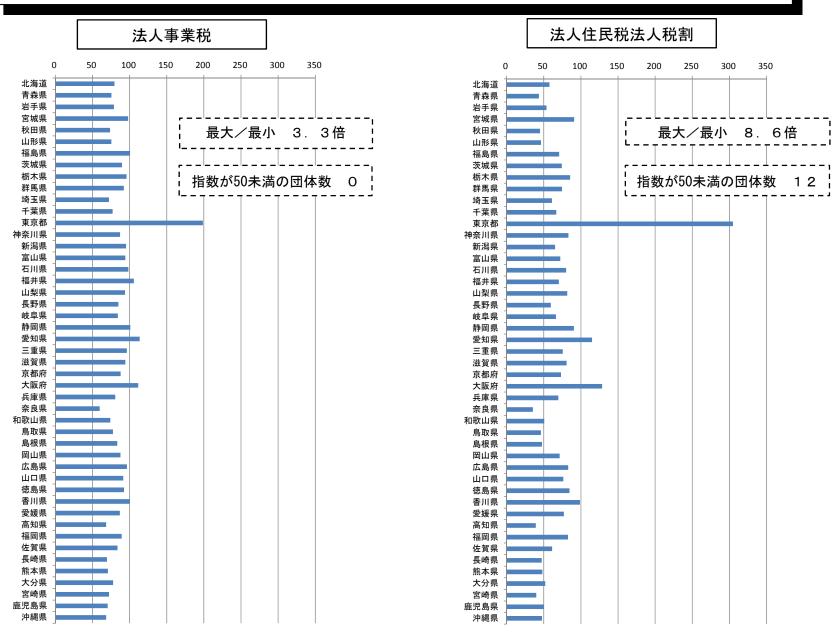
- ※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない。
- ※ 「最大(東京)/最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。
- ※ 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

(年度)

# 地方税収の偏在の状況②

(10月21日検討会提出資料)

## 人口一人当たり税収額の指数(平成25年度)

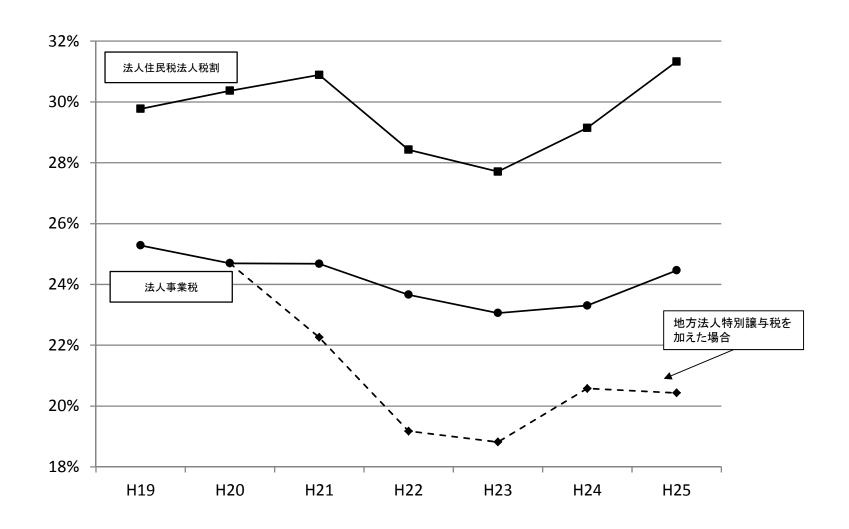


<sup>※</sup>全都道府県の法人事業税(地方法人特別譲与税を含む)及び法人住民税法人税割(都道府県分)の合計を全国の人口で除した値を100とした場合の指数。

<sup>※</sup>税収は決算額であり、超過課税分を除く。

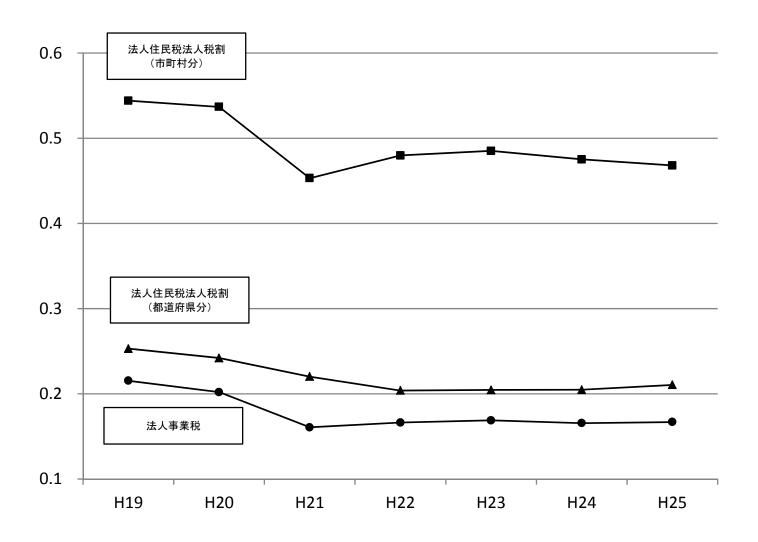
<sup>※</sup>人口は各年度の住民基本台帳人口。

# 法人事業税と法人住民税法人税割(都道府県分)の偏在度(東京都シェア)



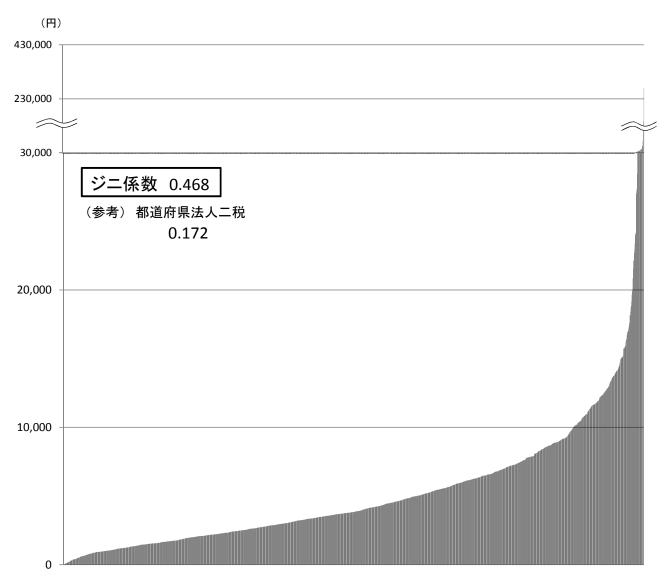
<sup>※</sup> 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を含まない。また、法人住民税法人税割には東京都が徴収する特別区分を含まない。

## 法人事業税と法人住民税法人税割の偏在度(ジニ係数)



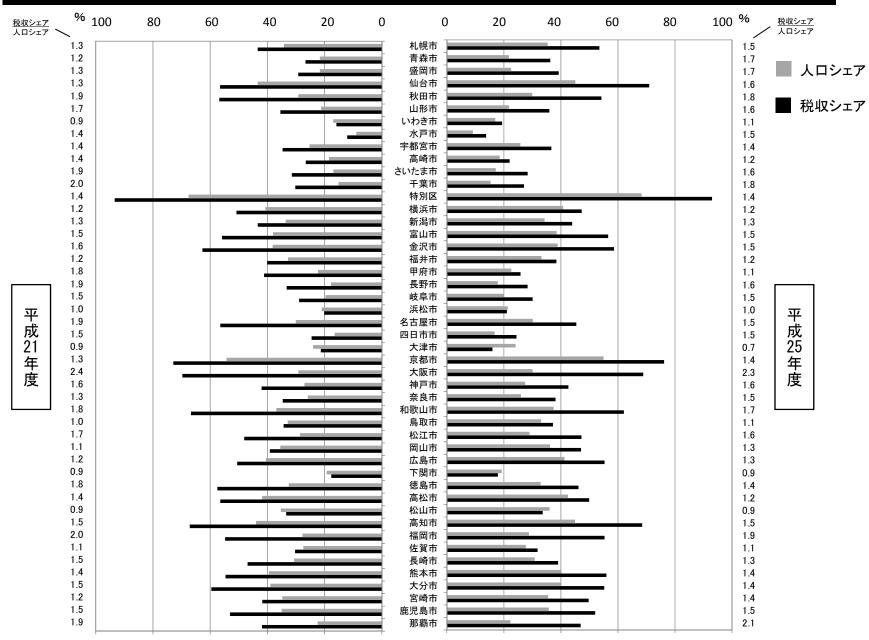
- ※ ジニ係数は人口一人当たりの税収額を基に算出。
- ※ 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を含まない。また、法人事業税には地方法人特別譲与税を含まない。
- ※ 人口は各年度末(平成25年度は平成26年1月1日時点)の住民基本台帳人口による。

## 法人住民税法人税割(市町村分)の人口一人当たり税収の状況(平成25年度)



- ※ 税収は平成25年度決算であり、超過課税分を含まない。
- ※ 都道府県法人二税は法人事業税及び法人住民税法人税割。
- ※ 人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳による。

## 各都道府県における人口最大都市の人口シェア及び法人住民税法人税割シェア

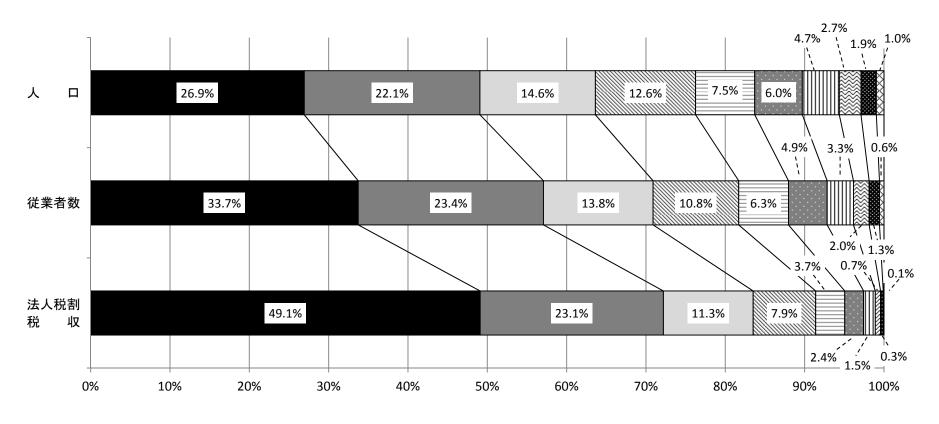


<sup>※</sup>税収は決算額(超過課税分を除く)であり、人口は各年度の住民基本台帳人口。

※東京都特別区は一団体としてカウント。

## 市町村における人口、従業者数及び法人住民税法人税割税収の状況

全市町村を人口一人当たりの法人住民税法人税割税収が高い団体順に10区分(高い順に第1分位、第2分位···第10分位と表示)し、各区分の人口、従業者数及び法人住民税法人税割税収の状況をグラフ化したもの



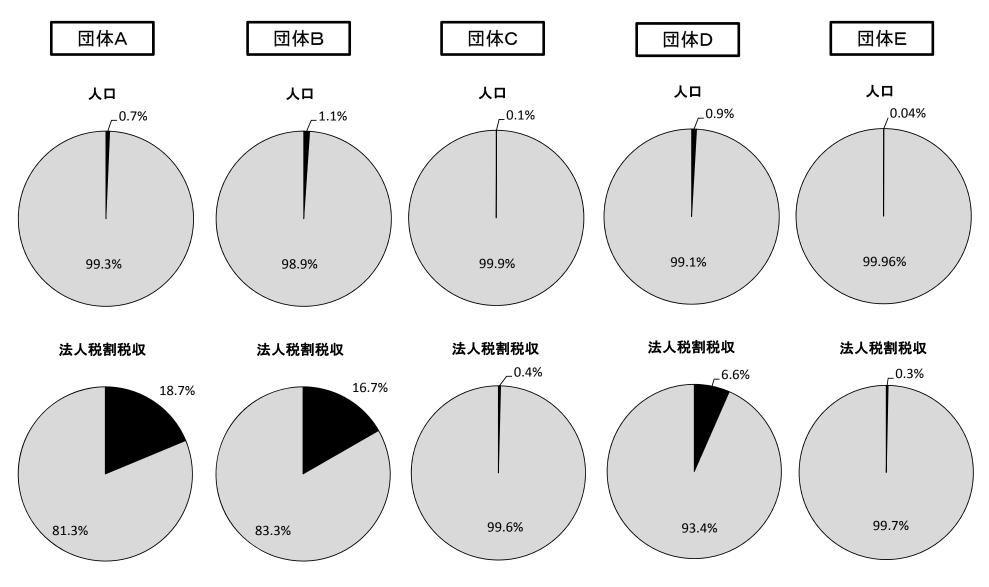
■第1分位 ■第2分位 □第3分位 □第4分位 □第5分位 ■第6分位 □第7分位 □第8分位 ■第9分位 □第10分位

<sup>※</sup> 人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口、従業者数は平成26年経済センサスにおける民営分、法人税割税収は平成25年度決算 (超過課税分を除く)。

<sup>※</sup> 東京都特別区は除いている。

## 所在都道府県における人口及び法人住民税法人税割税収のシェアの状況

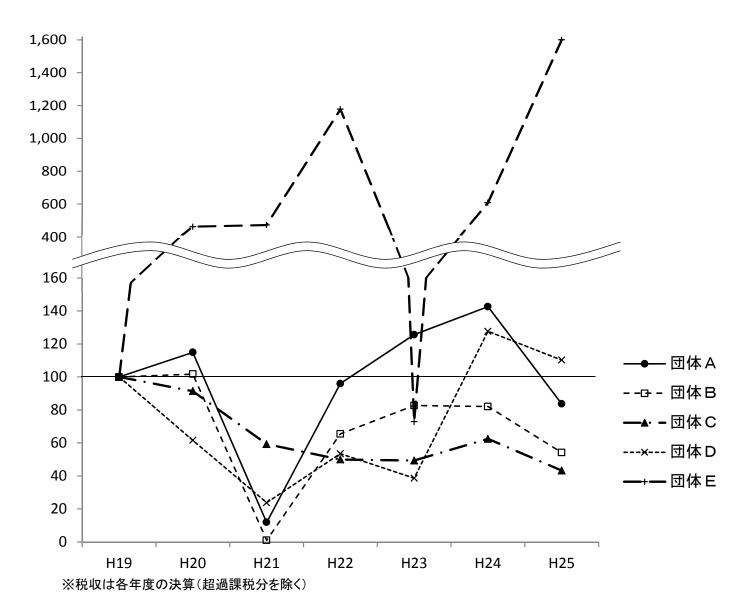
<人口一人当たり法人住民税法人税割税収が高い全国の上位5団体>



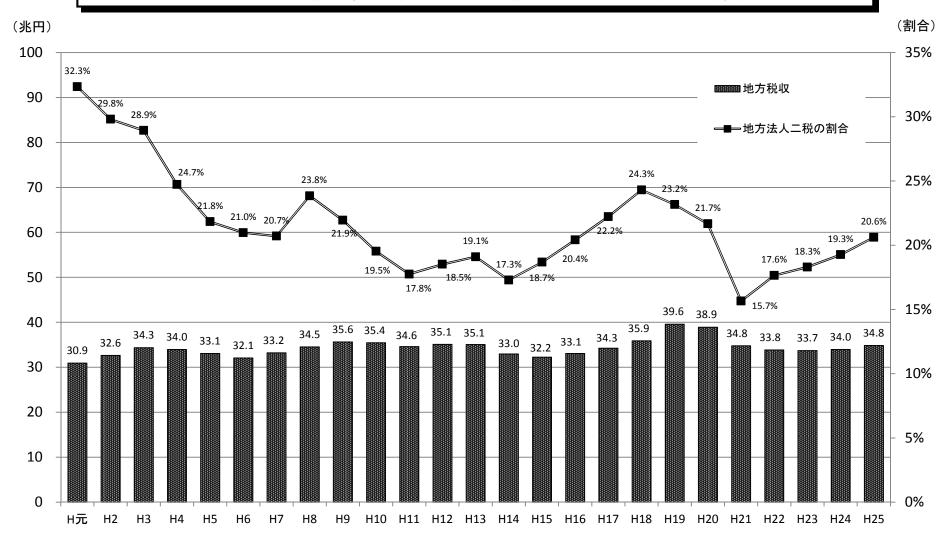
## 法人住民税法人税割税収の推移(指数)

#### <人口一人当たり法人住民税法人税割税収が高い全国の上位5団体>

(平成19年度の税収を100とした場合の指数)



## 地方法人二税(県+市) が地方税収に占める割合の推移



※各年度とも決算値(超過課税分を除く)である。

※地方法人二税は、法人住民税(均等割、法人税割)の都道府県分、市町村分、法人事業税及び地方法人特別譲与税の合計額である。

# 地方法人課税のあり方等に関する検討会 報告書(概要)

〈平成25年11月〉

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)①<H25.11>

### 地方法人所得課税についての基本的考え方

- 地方法人所得課税(法人住民税法人税割及び法人事業税所得割)については、
  - 税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと、
  - ・法人の事業活動がより広域化しており<u>税収を帰属させる課税団体についてもある程度の大きさが必要</u>であること

等の課題が指摘。

- 〇 今回の地方消費税の税率引上げのように<u>他の偏在性の小さい安定した地方税を充実していくことを前提に</u>、
  - ・法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税への移行や
  - ・国税化による地方交付税原資化

を図ることを検討すべき。

- 地方交付税原資化を検討すべきものとしては、
  - ・偏在性が大きく、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割
  - 地方法人特別稅、法人事業稅所得割
- 〇(地方交付税原資化の)対象としては、まず、<u>法人事業税よりも偏在性が大きく、また、国の法人</u> 税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割を検討。

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)②<H25.11>

## 地方消費税率の引上げに対応した偏在是正措置

- 〇 偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、<u>地方消費税の充実又は消費税に係る地</u> 方交付税法定率分の地方消費税化と法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本。
- 〇 今回の地方消費税の増収は不交付団体においても生じるものであるから、<u>地方消費税の税率引上</u> <u>げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る一つの機会</u>。
- 〇 税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、<u>地方消費税</u> <u>の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税税原資化</u> <u>を図ることを検討すべき</u>。

#### 地方法人特別税・譲与税制度と他の偏在是正措置

- 〇 地方法人特別税・譲与税制度については、<u>異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業</u> 税に復元することを基本に検討すべき。
- 〇 <u>その際、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していく</u> <u>べき</u>。

# 地方法人課税の偏在是正

## 地方法人課税の偏在是正

#### 【平成26年度与党税制改正大綱】

#### [消費稅率8%段階]

○ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を 地方交付税原資化

#### 1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [ 6.0%] → 3.2% ( $\triangle$ 1.8%) [ 4.2%] (市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% ( $\triangle$ 2.6%) [12.1%]

#### 2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

#### [消費税率10%段階]

○ 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。 また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在 是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

### 【平成27年度与党税制改正大綱】

〇 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

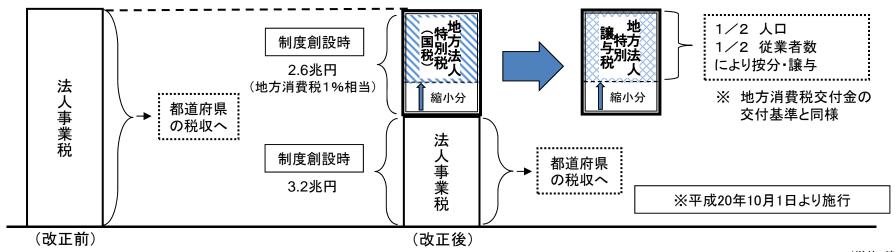
## 地方法人特別税・譲与税

#### 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、<u>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置</u>として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡️(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位:億円)

l	税源の偏在是正の観点から、
•	制度創設時において、地方消費税1%分に
	相当する法人事業税を、地方消費税交付金
I	の交付基準と同じ基準で譲与することとし
ı	<i>†-</i> <b>‡</b> , <b>⊘</b>

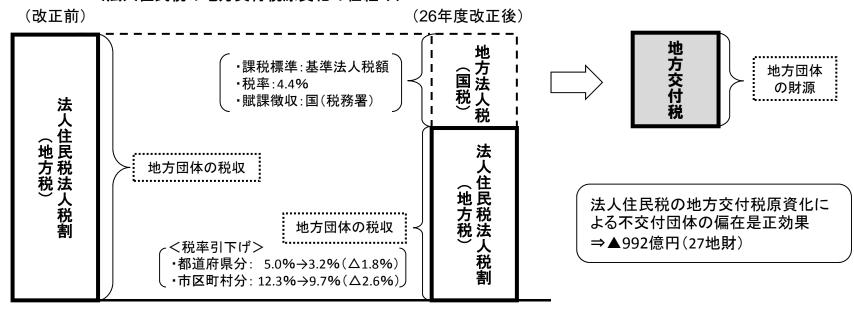
		制度創設時の想定	H25実績	H26実績 <sup>(見込)</sup>	H27地財
地	方消費税1%相当額	26, 000	26, 496	24, 830	26, 413
地方法	人特別税・譲与税の規模	26, 000	19, 803	23, 879	21, 234
減収となる団体の影響額		▲3, 986	<b>▲</b> 2, 529	▲3, 318	▲3, 334
	東京都	▲3, 197	<b>▲</b> 1, 906	<b>▲</b> 1, 859	<b>▲</b> 2, 172
	愛知県	<b>▲</b> 414	▲275	<b>▲</b> 1, 172	<b>▲</b> 1, 006
	大阪府	▲265	▲221	▲122	<b>▲</b> 65

## 地方法人税の概要

- ▶ 消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに合せて、地方法人税(国税)を創設し、税収全額を地方交付税原資化。
- ▶ 地方法人税の納税義務者は法人税と同様であり、法人税額(所得税額控除等の適用前)に対し4.4%の付加税。 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

(参考) 27年度税収: 地方法人税0.5兆円 法人住民税法人税割2.2兆円(※27年度税収は26年度改正の影響が平年度化していない)

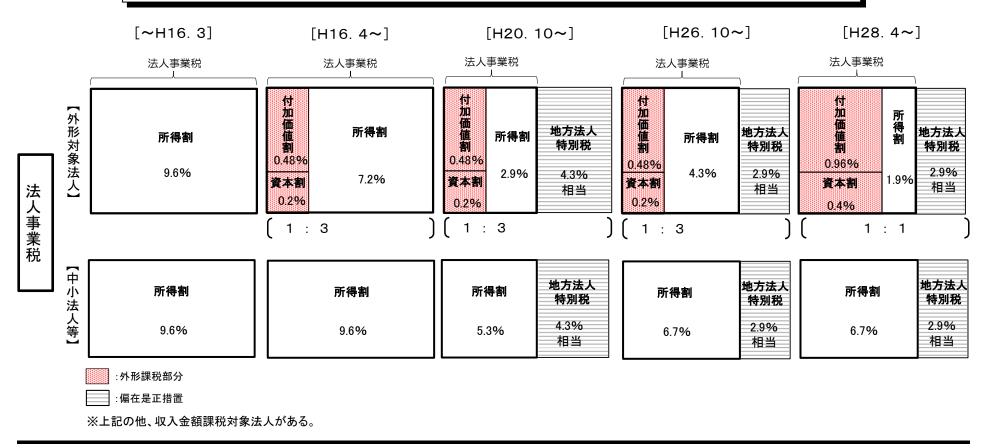
#### <法人住民税の地方交付税原資化の仕組み>

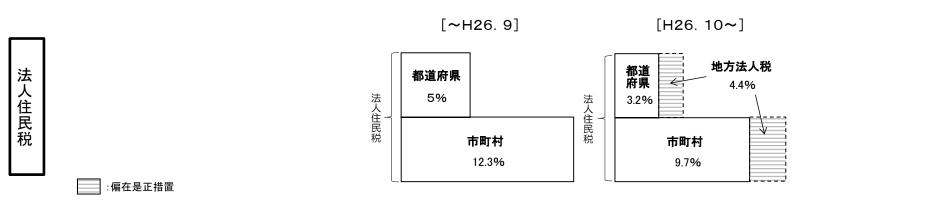


#### (参考)

- 〇平成26年度与党税制改正大綱 平成25年12月12日(抄)
  - ・ 地方法人課税の偏在是正 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに 現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。
- ○平成27年度与党税制改正大綱 平成26年12月30日(抄)
  - ・ 地方法人課税の偏在是正 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

## 近年の地方法人課税の改正状況





※課税標準は法人税額

## 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)

平成27年6月30日 閣 議 決 定

第3章 「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」

- 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題
- 「3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、<u>地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる</u>とともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

- 「5] 歳入改革、資産・債務の圧縮
- (1) 歳入改革
- ② 税制の構造改革

(改革の基本方針)

- v)地域間の税源の偏在是正
  - ・ <u>地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き</u> 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。